



埼玉県報

第 2 2 4 3 号
平成 2 2 年 1 2 月 7 日
火 曜 日

目 次

告示

- [特定非営利活動法人の設立に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告\(NPO活動推進課\)](#)
- [大気汚染常時監視システムサーバ機器等賃貸借に関する随意契約の相手方の公示\(大気環境課\)](#)
- [大規模小売店舗の変更に関する公示\(商業支援課\)](#)
- [貸金業者の登録の取消し\(金融課\)](#)
- [神鳥荻島土地改良区の土地改良事業\(維持管理事業\)計画の変更の認可\(農村整備課\)](#)
- [飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [飯能都市計画住宅市街地の開発整備の方針の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [飯能都市計画用途地域の変更の案の縦覧\(都市計画課\)](#)
- [建築基準法に基づく道路の位置の指定について\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [開発行為に関する工事の完了公告\(川越建築安全センター\)](#)
- [平成21年8月30日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する収支報告書の訂正\(選挙管理委員会\)](#)

告 示

埼玉県告示第五百二十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十二年十一月二十六日
- 二 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人GENKIDS
- 三 代表者の氏名
柿澤倫雄
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県さいたま市見沼区東大宮七丁目八番地一四
- 五 定款に記載された目的
この法人は、保育が必要とされ又は保育を希望する児童の豊かで安全な生活の場を築くことにより、児童の心身の健やかな発達を援助するとともに児童福祉の振興を図り、もって健全で安心な地域社会の構築ならびに社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第五百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款を申請のあった日から二月間、県民生活部NPO活動推進課において備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-ngo.net/>））により縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十二年十一月二十九日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人本太学童クラブ

三 代表者の氏名

眞田 昭博

四 主たる事務所の所在地

埼玉県さいたま市浦和区本太二丁目二六番二六号

五 定款に記載された目的

この法人は、会員の協働による運営のもと、年齢の異なる小学校児童が、指導員と共に遊びや文化活動などの行事に取り組みながら生活の自主的規律を通して豊かな仲間集団を育み、子どもらしい生き活きとした放課後及び学校休業日を過ごせる環境を創ることを目的とする。

告 示

埼玉県告示第千五百三十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
大気汚染常時監視システムサーバ機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県環境部大気環境課大気監視担当 埼玉県さいたま市桜区上大久保639番
1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成22年10月28日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
東日本電信電話株式会社 東京都新宿区西新宿3丁目19番2号
- 5 契約金額
119,700,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 入札の公告を行った日
平成22年9月14日
- 8 随意契約とした理由
地方自治法施行令第167条の2第1項第8号に該当

告 示

埼玉県告示第五百三十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

J R 川越駅ビル

川越市脇田本町一 八

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、代表者の氏名及び住所

（変更前）株式会社成城石井 代表取締役 大久保恒夫

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号

横浜西口加藤ビル五階 外 計五社

（変更後）株式会社成城石井 取締役社長 原昭彦

神奈川県横浜市西区北幸二丁目九番三十号

横浜西口加藤ビル五階 外 計六社

ハ 変更年月日

平成二十二年八月二日外

二 届出年月日

平成二十二年十一月三十日

二 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から平成二十三年四月七日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べる事ができる。

イ 意見書提出期間

平成二十二年十二月七日から平成二十三年四月七日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業支援課

告 示

埼玉県告示第千五百三十三号

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の五第一項の規定により、貸金業者の登録を取り消したので、次のとおり公告する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 商号又は名称

株式会社マルヨシ

二 氏名

代表取締役 柿沼 智江

三 主たる営業所等の所在地

埼玉県さいたま市南区南浦和二丁目二八番五号

四 登録番号

埼玉県知事（二）第〇三七八六号

五 登録年月日

平成二十年二月十五日

六 登録の取消し年月日

平成二十二年十二月二日

告 示

埼玉県告示第五百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更を平成二十二年十二月二日認可した。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

神鳥萩島土地改良区

二 事務所の所在地

羽生市

告示

埼玉県告示第五百二十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

飯能都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から平成二十二年十二月二十一日まで

告示

埼玉県告示第千五百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画住宅市街地の開発整備の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

飯能都市計画区域の区域

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から平成二十二年十二月二十一日まで

告示

埼玉県告示第五百二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

飯能都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

飯能市大字大河原字西駒坂、字竹ヶ窪、字岩ノ谷、字清水入及び字龍岸下の全部、大字大河原字赤根ヶ峠、字大谷詰、字丸山、字井戸入、字東駒坂、字金穴、字前谷、字杉ノ谷、字中里平、字大谷口、字殿屋敷及び字蜂平の各一部、大字小岩井字端地、字続久保及び字日向の各一部、大字上畑字穴郷の一部、大字下畑字穴郷、字穴郷御殿ヶ入及び字釜下の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、飯能市建設部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十二年十二月七日から平成二十二年十二月二十一日まで

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第四号の規定により、道路の指定を次のとおり行った。

平成二十二年十二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

九号	指 定 番 号
建築基準法 第四十二条 第一項第四号	指定道路の種類
平成二十二年十二 月一日	指定の年月日
飯能市大字川寺三四の一〇三四の一	指 定 道 路 の 位 置
二三・六〇メートル	指定道路の延長 (単位メートル)
一六・〇〇メートル	指定道路の幅員 (単位メートル)

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年八月二十日

指令川建セ 第二二〇〇五三〇号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二日

第二二〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡嵐山町大字吉田字小在池一三三九番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

比企郡嵐山町大字古里五七一番地

郡司隆宏

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五十三号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県川越建築安全センター所長 若 林 祥 文

一 許可番号

平成二十二年十一月二十四日

指令川建セ 第二二〇〇七四一号

二 検査済証番号

平成二十二年十二月二日

第二二〇一〇一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町岩井西二丁目二九番九、二九番一〇、二九番一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字西大久保一〇〇番地二

峯岸 章

告 示

埼玉県選管告示第百八十五号

公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百八十九条第一項の規定により提出された平成二十一年八月三十日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙の候補者小宮山泰子の選挙運動に関する収支報告書に関し、平成二十二年十一月二十九日に出納責任者有本和雄から訂正する旨の報告があつたので、平成二十一年十二月二十四日付け埼玉県選管告示第百六十七号により公表した要旨を次のとおり訂正する。

平成二十二年十二月七日

埼玉県選挙管理委員会委員長 加藤 憲

ページ	段	行
十九	二	二十八行目を削除する。
		二十九行目の次に次の一行を加える。
		その他の収入 2,119,423円